

富士山本宮浅間大社西側市有地整備事業について

富士宮市では、市所有の事業対象地に事業用定期借地権を設定し、「富士宮市世界遺産のまちづくり整備基本構想」の基本理念にふさわしい商業施設（飲食・物販など）として、景観に配慮し、デザイン性にも優れた、まちの活性化に寄与する施設を整備し、管理運営する事業者を募集します。

つきましては、事業に関する問合せの受付を開始します。

1 事業対象地

(1) 所在地番及び面積等

所在地	所有者	公簿面積	実測面積
富士宮市宮町981番1	富士宮市	497.52 m ²	431.34 m ²

(2) 用途地域及び法令上の制限等

都市計画関連	用途地域	商業地域
	建ぺい率	80%
	容積率	400%
	防火・準防火地域	準防火地域
景観関連	岳南広域都市計画高度地区計画	高度地区（第3種）15m以下
	富士宮市景観計画	重点地区 浅間大社周辺地区 （詳細は「富士宮市景観計画」参照）
	富士宮市屋外広告物条例	屋外広告物の掲出規定
その他	建築基準法	道路・隣地斜線制限

2 事業に関する問合せについて

(1) 担当課

富士宮市 企画部富士山世界遺産課

電話：0544-22-1489

FAX：0544-22-1206

Eメール：sekai@city.fujinomiya.lg.jp

(2) 受付期間

平成30年6月8日(金)から平成30年8月10日(金)まで

3 事業スケジュール(予定)

平成30年度

募集要項の公表(平成30年10月頃)、プロポーザル審査(平成31年3月頃)、
事業者の決定(平成31年3月頃)

平成31年度

事業協定の締結、事業用定期借地権設定契約締結、設計、建設工事等

平成32年度

開業(見込み)